

日野鳥発第 4 号
平成 25 年 5 月 1 日

岩手県知事
達増 拓也 様

日本野鳥の会もりおか
代表 中村 茂

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志

「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」に対する意見書

この度、貴社が作成された「高森高原風力発電事業（仮称）」に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。

記

1. 対象事業計画区域で確認されている希少鳥類について

「3-1-15 5.1 動物の生息状況」では、オオハクチョウについて記載されていないが、地元の野鳥関係者の間では、これらの希少な鳥類が対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）周辺で見られることは概知の事実である。このため、地元の専門家に聞き取り調査を実施するなどして、これらの鳥類における計画区域周辺での生息および繁殖行動様式等について情報を収集し、その結果を本報告書に記載すべきである。

2. 計画区域周辺の渡り鳥の状況について

計画区域である高森高原およびその周辺の奥中山と西岳などの一帯は、南流する北上川水系と北流する馬淵川水系を分ける稜線に位置する地形的要因により、渡り鳥にとって重要な渡りルートとなっていることが地元の野鳥関係者の間では知られている。ここは希少猛禽類のみならず、ガンカモ類、ジシギ類、ツグミ類やムシクイ類、センニュウ類といった鳥類など多くの鳥が渡っているが、特にベニヒワ（冬鳥）やツバメの群れは相当数が確認されている他、イソヒヨドリなど海岸を生息地とする種も出現している。なお、これらの渡りルートは、種によって草原、低木林を選好するもの、ブナやダケカンバ、ミズナラなど高木林環境を選好するものなど、植生による違いや気象条件の影響を多く受け、ある程度の幅を持っていることを十分に踏まえ、事業者は計画区域およびその周辺の

状況を調査するにあたり、周到な調査計画を立てるべきである。

3. 参考にすべきデータについて

計画区域の北西 13km にある稲庭岳にある風力発電施設ではライトアップ時にバードストライク事故が起きているが、本方法書で既存文献としてその事故の状況、被害に遭った生物名、特に鳥種名を示し、そのことを踏まえるよう、方法書の内容を見直すべきである。

4. (第2節 調査、予測の手法の選定/1. 調査、予測の手法/1.7 動物) について

①夜間調査の実施について

計画区域において、適切な時期に一般鳥類と同じ回数の夜間鳥類調査を実施し、夜行性鳥類の有無など必要な情報把握に努めること。

②調査範囲について

鳥類の調査範囲について、計画区域周辺には希少猛禽類の生息が確認され、渡りを確認する可能性もあることから、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10km 程度まで、渡り鳥に関しては計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるように、調査範囲を見直すべきである。

③ラインセンサスについて

鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1 回の調査につき 4 回のセンサスを実施すること。または、スポットセンサス法を用いることを検討すること。

④一般鳥類に関する空間飛翔調査について

一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。空間飛翔調査では飛行高度の計測を行うが、飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。

⑤飛翔軌跡調査について

希少猛禽類の生息状況調査においては、すべての希少猛禽類に対して飛翔軌跡を記録し、計画区域とその周辺をどのように利用しているか把握すること。飛翔軌跡調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。

⑥調査期間について

鳥類の調査期間については、「四季の実施とする」とのみ記されているが、具体的には春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと表現し、少なくとも年に5期分は調査を行うこと。また、計画区域周辺にどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むには単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。

⑦希少猛禽類の生息状況に関する調査期間について

希少猛禽類の繁殖状況は年によって変動することを踏まえ、少なくとも 3 年以上は調査を継続実施すること。なお、調査は1回を3日間とし、月に2回以上行なうこと。特に、猛禽類の風車への

バードストライクは天候不良時におきやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。

⑧鳥類の渡り時の移動経路に関する調査時期について

鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、渡り時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬～5月下旬、秋季調査については8月中旬～11月中旬とし、期間中の調査は複数日行うこととするなど、十分な配慮が必要である。

さらに、渡り時期に出現する鳥種の変化は、短い期間中でも大きいことから、各調査は少なくとも2週間に1回(1回につき3日間)程度実施すること。

⑨レーダー調査の利用について

鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや越える高さのやぐらを設置するなどしてレーダー調査を実施すること。

5. その他

①委員会の設置について

本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。

また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。

②計画区域の選定について

計画区域周辺には希少猛禽類が生息しており、その生息に大きな影響を与える可能性があることから、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の見直しを行うべきある。